

資料編 4 災害復旧・復興計画

4 災害復旧・復興計画

4-2 生活の安定確保計画

4-2-1 災害復興住宅等に対する融資一覧表

(令和7年12月1日現在)

種目	(1) 災害復興	(2) 地すべり関連	(3) 宅地防災
概要	災害により被害が生じた住宅の建設、購入又は補修に要する資金の貸付 (独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第5項)	地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋の移転等に要する資金の貸付 (同左法第13条第6項)	宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事に要する資金の貸付 (同左法第13条第6項)
融資の対象	1 住宅の建設 2 住宅の購入 3 住宅の補修	地すべり等防止法第24条第3項により承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項による勧告等に基づく 1 住宅の移転又は建設 2 住宅の購入	宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律又は建築基準法による勧告又は改善命令に基づく 1 のり面の保護 2 排水施設の設置 3 整地 4 擁壁の設置(旧擁壁の除去を含む) 5 その他(例:ネットフェンスの設置)
融資要件	1 災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から災証明書を交付されていること ・建設・購入の場合は、「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の災証明書を交付されていること ・補修の場合は、住宅に被害が生じた旨の災証明書を交付されていること 2 自分が居住するために建設、購入又は補修する方であること 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方	1 移転又は除却に係る勧告等に基づき家屋を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から証明書類の発行を受けた方であること 2 関連事業計画の公表の日又は勧告・命令の日から2年以内に申込むこと 3 自分が居住するため又は他人に無償で貸すために移転又は建設等する方であること 4 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 5 個人の方(日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方)又は法人であること	1 宅地について勧告又は改善命令を受けた方であること 2 勧告を受けた日から2年以内又は改善命令を受けた日から1年以内に申込むこと 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4 申込日現在、満79歳未満であること 5 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

資料編 4 災害復旧・復興計画

種 目	(1) 災 害 復 興	(2) 地 す べ り 関 連	(3) 宅 地 防 災
一戸当りの床面積及び構造階数等の要件	<p>1 居室、台所及びトイレが備えられていること</p> <p>2 住宅部分の床面積の制限なし。店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要。</p> <p>3 建て方は問わない。ただし、共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造。</p> <p>4 敷地の権利が転貸借でないこと</p>	<p>1 居室、台所及びトイレが備えられていること</p> <p>2 住宅部分の床面積の制限なし。店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要。</p> <p>3 建て方は問わない。ただし、共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造。</p> <p>4 敷地の権利が転貸借でないこと</p>	
貸付金の限度	<p>建設 5,500万円（土地を取得しない場合は4,500万円）</p> <p>購入 5,500万円</p> <p>補修 2,500万円</p>	<p>移転又は建設 5,500万円（土地を取得しない場合は4,500万円）</p> <p>購入 5,500万円</p>	1,190万円
利率	<p>個人向け1.20%</p> <p>(令和7年12月1日現在)</p>	<p>個人向け1.20%、事業者向け1.39%</p> <p>(令和7年12月1日現在)</p>	<p>個人向け1.20%、事業者向け1.39%</p> <p>(令和7年12月1日現在)</p>
償還期間	35年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内	35年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内	20年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内

資料編 4 災害復旧・復興計画

4-2-3 生活福祉資金

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付上限額の目安	貸付条件の目安
<p>・低所得世帯 (資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって、自立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの。)</p> <p>・障がい者世帯</p> <p>・高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。)</p>	<p>生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)</p>	<p>福祉資金福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要な経費)</p>	<p>1世帯 150万円以内</p>	<p>1 据置期間 貸付けの日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年以内</p> <p>3 連帯保証人 原則必要(ただし、連帯保証人なしでも貸付可)</p> <p>4 貸付利子 連帯保証人有り:無利子 連帯保証人無し:年1.5%</p> <p>5 申込方法 借入申込書等の必要書類に、官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等を添付し、市町村社会福祉協議会を經由して県社会福祉協議会へ申し込む。</p>
		<p>福祉資金福祉費(住宅の補修等に必要経費)</p>	<p>1世帯 250万円以内</p>	

資料編 4 災害復旧・復興計画

4-2-4 災害援護資金

(令和4年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内 平成14年8月1日現在</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）</p>	<p>対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分の1以上の損害 150万円 5 重複被害 (1)=1+2 350万円 (2)=1+3 270万円 (3)=1+4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） 3 貸付 利率年3%以内（据置期間中は無利子） 4 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還 5 延滞利率 年5%</p>